

議案第 3 1 号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係の部建築物に関する確認又は計画通知の項を次のように改める。

建築基準法（以下「法」という）第 6 条 1 項又は法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する確認又は計画通知	床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの	1 件	1 3, 0 0 0 円（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「令」という。）第 1 0 条第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物（以下「確認の特例」という。）にあつては、1 万円）	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。
	床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	2 万円（確認の特例にあつては、1 万 7, 0 0 0 円）	（1） 建築物を建築する場合 （（2）に掲げる場合及び移転、大規模の修繕又は、大規模

					の模様替え(以下「移転等」という)をする場合を除く。) 当該建築物に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転等する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) (3) 建築物を移転等する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該移
--	--	--	--	--	--

			転に係る部分 の床面積の2 分の1 (4) 確認を受 けた建築物の 計画を変更し て建築物を移 転等する場合 当該計画の変 更に係る部分 の床面積の2 分の1 (5) なお、確 認申請1件に つき、二以上の 建築物を建築 する申請にお いては、確認の 特例ではない ものを一以上 建築する場合、 確認の特例で はないものと して金額を算 定する。
床面積の合計が 100平方メー	1件	3万3,000円（確認の特例に あつては、2万8,000円）	

	トルを超え 20 0 平方メートル 以内のもの			
	床面積の合計が 200 平方メー トルを超え 30 0 平方メートル 以内のもの	1 件	4 万 5, 000 円	
	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるも の	1 件	7 万 6, 000 円	
建築物のエネル ギー消費性 能の向上等に 関する法律施 行規則第 2 条 第 1 項第 1 号 イ又はロに掲 げる仕様基準 適合の確認を 受ける建築物 に関する確認 又は計画通知	一戸建ての住宅 で 200 平方メ ートル以内のも の	1 件	7, 000 円	確認又は計画通知 の手数料のほか、 確認申請又は計画 通知 1 件につき左
	一戸建ての住宅 で 200 平方メ ートルを超える もの	1 件	9, 000 円	欄に掲げる建築物 の用途に係る部分 の床面積の合計に 応じて手数料を加 算する。
	一戸建ての住宅 以外の建物	1 件	1 万 7, 000 円	

別表建築関係の部工作物に関する確認又は計画通知の項を次のように改める。

法第 88 条第	工作物を築造す	1	1 万 3, 000 円	
----------	---------	---	--------------	--

1 項において 準用する法第 6 条第 1 項又 は法第 1 8 条	る場合（確認を 受けた工作物の 計画を変更する 場合を除く。）	件		
第 2 項の規定 に基づく工作 物に関する確 認又は計画通 知	確認を受けた工 作物の計画を変 更して工作物を 築造する場合	1 件	8, 0 0 0 円	
法第 8 7 条の 4 において準 用する法第 6 条第 1 項又は	建築設備を設置 する場合	1 件	1 万 4, 0 0 0 円	
法第 1 8 条第 2 項の規定に 基づく建築設 備に関する確 認又は計画通 知	確認を受けた建 築設備の計画を 変更して建築設 備を設置する場 合	1 件	8, 0 0 0 円	

別表建築関係の部建築物に関する完了検査又は完了通知の項を次のように改める。

法第 7 条第 1 項又は法第 1 8 条第 2 0 項	床面積の合計が 3 0 平方メート ル以内のもの	1 件	2 万円（確認の特例にあつては、 1 万円）	床面積の合計は、 建築物を建築した 場合（移転等した
の規定に基づ く建築物に関 する完了検査	床面積の合計が 3 0 平方メート ルを超え 1 0 0	1 件	2 万 2, 0 0 0 円（確認の特例に あつては、1 万 2, 0 0 0 円）	場合を除く。）に あつては当該建築 に係る部分の床面

又は完了通知	平方メートル以内のもの			積について算定し、建築物を移転
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	2万9,000円（確認の特例にあつては、1万8,000円）	等した場合にあつては当該移転等に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件	5万7,000円	なお、確認申請1件につき、二以上の建築物を建築する申請においては、確認の特例で
	床面積の合計が300平方メートルを超えるものの	1件	7万7,000円	はないものを一以上建築する場合、確認の特例ではないものとして金額を算定する。

別表建築関係の部工作物に関する完了検査又は完了通知の項を次のように改める。

法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は完了通知	1件	9,000円	
法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築	1件	1万3,000円	

設備に関する完了検査又は完了通知			
法第7条の6第1項又は法第18条38項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に関する仮使用認定申請	1 12万円 件		
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する建築物認定	1 4万1,000円 件		

別表建築関係の部仮設建築物に関する建築許可の項を次のように改める。

法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物に関する建築許可	1 12万4,000円 件	
------------------------------	------------------	--

別表建築関係の部複数建築物に関する総合的設計による一団地の建築物の特例認定の項を次のように改める。

法第86条第1項の規定に基づく一団地内において建築等をする一又は二以上の建築物に係る特例認定	建築物の数が1又は2である場合	1 7万9,000円 件	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
	建築物の数が3以上である場合	1 7万9,000円に2を超える建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額 件	

別表建築関係の部複数建築物に関する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定の項を次のように改める。

法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地からした設計により建築等をする建築物に係る特例認定	既存建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
	既存建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額	

別表建築関係の部同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定の項を次のように改める。

法第86条の2第1項の規定に基づく新築する一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物に係る認定	同一敷地内建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円	
	同一敷地内建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える同一敷地内建築物以外の建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額	

別表建築関係の部複数建築物の認定の取消の項を次のように改める。

法第86条の5第1項の規定に基づく建築物に係る認定の取消	1件	9,000円に現に存する建築物の数に1万7,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
------------------------------	----	---	----------------------------

法第 8 6 条の 8 又は法第 8 7 条の 2 の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う制限緩和に関する建築物認定	1 件	全体計画に係る認定 4 万 6, 0 0 0 円 全体計画の変更に係る認定 1 万 9, 0 0 0 円	
法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する建築物許可	1 件	1 2 万 4, 0 0 0 円	
令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する建築物認定	1 件	4 万 1, 0 0 0 円	

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合（イ、エ又はカと同時に同一の建築物に係る判定を受ける場合を除く。）	1 件	次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の床面積の合計（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。） 4	
----------------------	---	-----	---	--

		万円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万1,000円 ウ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 4万5,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの 7万8,000円 イ 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲

		げる基準に適合するもの 5万9,000円
ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。）	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 25万1,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 9万8,000円
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一建築物のうち住宅	1 件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。） 4万円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に

	若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合（カに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。）	掲げる基準に適合するものに限る。） 3万1,000円 （ウ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（（エ）に掲げるものを除く。） 4万5,000円 （エ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 （ア） （イ）に掲げる以外のもの 7万8,000円 （イ） 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係	
--	---	--	--

		る 1 棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 25 万 1, 0 0 0 円 (イ) 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに掲げる基準に適合するもの 9 万 8, 0 0 0 円	
オ 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場、倉庫等」という。）の用途に供する一の建築物を単位	1 件	次に掲げる当該申請に係る 1 棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 2 万 8, 0 0 0 円 イ 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに掲げる基準に適合するもの 2 万 4, 0 0 0 円	

として判定 を受ける場 合		
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は	1 件	次のアからエまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの ((イ)に掲げるものを除く。) 4万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの ((エ)に掲げるものを除く。) 4万5,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)

	工場、倉庫等の用途に供する部分の判定を受ける場合	及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するものに限る。） ３万 ４，０００円 イ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における共同住宅の部分 （ア） （イ）に掲げる以外のもの ７万８，０００円 （イ） 省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するもの ５万 ９，０００円 ウ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分（エに掲げるものを除く。） （ア） （イ）以外のもの ２ ５万１，０００円 （イ） 省令第１条第１項第１号ロに掲げる基準に適合するもの ９万８，０００円 エ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における工場、倉庫等の部分 （ア） （イ）以外のもの ２	
--	--------------------------	---	--

			万8,000円	
			(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの	
			2万4,000円	

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合(イ、エ又はカと同時に同一の建築物に係る判定を受ける場合を除く。)	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(イに掲げるものを除く。) 2万4,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円 ウ 床面積の合計が200平	
---	---	--	--

		方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 2万7,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。 ア イに掲げる以外のもの 4万6,000円 イ 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円
ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 13万2,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する

建築物に係る 判定を受ける 場合を除く。)	もの 5万6,000円	
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合（カに掲げる建築物に係	1 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（（イ）に掲げるものを除く。） 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（（エ）に掲げるものを除く。） 2万7,000円	

	る判定を受ける場合を除く。)	(エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万1,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 4万6,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 13万2,000円 (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 5万6,000円	
--	-----------------------	--	--

オ 工場、倉庫等の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合	1 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 2 万 1, 0 0 0 円 イ 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに掲げる基準に適合するもの 2 万 9, 0 0 0 円
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同	1 次のアからエまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの（(イ)に掲げるものを除く。） 2 万 4, 0 0 0 円 (イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2 万円

	住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は工場、倉庫等の用途に供する部分の判定を受ける場合	(ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの(エ)に掲げるものを除く。) 2万7,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万1,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 4万6,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分(エに掲げるものを除く。)	
--	---	--	--

		(ア) (イ)以外のもの 1 3万2,000円 (イ) 省令第1条第1項第 1号ロに掲げる基準に適 合するもの 5万6,00 0円 エ 次に掲げる当該申請に係 る1棟の建築物における工 場、倉庫等の部分 (ア) (イ)以外のもの 2 万1,000円 (イ) 省令第1条第1項第 1号ロに掲げる基準に適 合するもの 1万9,00 0円	
--	--	---	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	ア 住宅の用途 に供する一の 建築物を単位 として交付を 受ける場合 (イ、エ又は カと同時に同 一の建築物に 係る交付を受 ける場合を除	1 件 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。） 2万4,00	
--------------------------------	---	--	--

		く。)	0円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円 ウ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 2万7,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 万1,000円
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合	1件		次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの 4万6,000円 イ 省令第1条 第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円
ウ 住宅及び共	1		次に掲げる当該申請に係る1棟の

同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる建築物に係る交付を受ける場合を除く。）	件 建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 13万2,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 5万6,000円
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として交付を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に	1 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（（イ）に掲げるものを除く。） 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に

	供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の交付を受ける場合（カに掲げる建築物に係る交付を受ける場合を除く。）	掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（（エ）に掲げるものを除く。） 2万7,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) （イ）に掲げる以外のもの 4万6,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住	
--	---	---	--

		宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 1 3万2,000円 (イ) 省令第1条第1項第1 号ロに掲げる基準に適合する もの 5万6,000円
オ 工場、倉庫等の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の 工場、倉庫等において、それぞれ 次に定める額 ア イ以外のもの 2万1,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに 掲げる基準に適合するもの 1 万9,000円
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として交付を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及	1 件	次のアからオまでに掲げる金額を 合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1 棟の建築物における住宅の床面 積の合計の区分に応じ、それぞ れ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200 平方メートル未満のもの ((イ)に掲げるものを除く。) 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200 平方メートル未満のもの(省 令第1条第1項第2号イ(1))

	び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は工場、倉庫等の用途に供する部分の交付を受ける場合	及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するものに限る。） ２万円 （ウ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの（（エ）に掲げるものを除く。） ２万７，０００円 （エ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの（省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するものに限る。） ２万１，０００円 イ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における共同住宅の部分 （ア） （イ）に掲げる以外のもの ４万６，０００円 （イ） 省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するもの ３万６，０００円 エ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における住宅及び共	
--	---	--	--

			同住宅以外の部分（オに掲げるものを除く。） （ア） （イ）以外のもの 1 3万2,000円 （イ） 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 5万6,000円 オ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における工場、倉庫等の部分 （ア） （イ）以外のもの 2 万1,000円 （イ） 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 1万9,000円	
--	--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合（イ又はエと同時に同一の建築物に係る認定申請する場合を除く。）	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イ又はウに掲げるものを除く。） 4万円	
--------------------	--	------------	---	--

			(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) ウ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(オ又はカに掲げるものを除く。) 4万5,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) オ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万4,000円	
--	--	--	--	--

		0円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） カ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ又はウに掲げる以外のもの 7万8,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） イ 省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 3万9,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） ウ 省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）

		及びロ（１）に掲げる基準に適合するもの ５万９，０００円 （評価機関審査を受けた場合は、１万４，０００円）
ウ 住宅及び共同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第３０条第２項の規定による申出をする場合は、条例第２条の規定により算定した額を加算した額 ア イ以外のもの ２５万１，０００円（判定機関審査を受けた場合は、１万４，０００円） イ 省令第１０条第１項第１号イ（２）及びロ（２）に掲げる基準に適合するもの ９万８，０００円（判定機関審査を受けた場合は、１万４，０００円）
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定申請する場合又は住宅若	1 件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額。ただし、建築物省エネ法第３０条第２項の規定による申出をする場合は、条例第２条の規定により算定した額を加算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の合計の

	しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分を認定申請する場合	区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ)又は(ウ)に掲げるものを除く。) 4万円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (ウ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
--	--	---	--

			（（オ）又は（カ）に掲げるものを除く。） 4万5,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） （オ） 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） （カ） 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 （ア） （イ）又は（ウ）に掲げる以外のもの 7万8,000円（評価機関審査を受け	
--	--	--	---	--

		た場合は、1万4,000円) (イ) 省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 3万9,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) (ウ) 省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の用途に供する部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 25万1,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円) (イ) 省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 9万8,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円)	
--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	ア 工事の着手 予定時期及び 完了予定時期 並びに資金計 画の変更のみ の場合	1 件	1, 000円
	イ 住宅の用途 に供する一の 建築物を単位 として変更認 定申請する場 合（ウ又はオ と同時に同一 の建築物に係 る変更認定申 請する場合を 除く。）	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イ又はウに掲げるものを除く。） 2万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万5,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

			ウ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（オ又はカに掲げるものを除く。） 2万7,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） オ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） カ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,	
--	--	--	--	--

		0 0 0 円)
ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定申請する場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定による申出をする場合は、条例第 2 条の規定により算定した額を加算した額 ア イ又はウに掲げる以外のもの 4 万 6, 0 0 0 円 (評価機関審査を受けた場合は、1 万 4, 0 0 0 円) イ 省令第 1 0 条第 1 項第 2 号イ (2) 及びロ (2) に掲げる基準に適合するもの 2 万 6, 0 0 0 円 (評価機関審査を受けた場合は、1 万 4, 0 0 0 円) ウ 省令第 1 0 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (2) 又はイ (2) 及びロ (1) に掲げる基準に適合するもの 3 万 6, 0 0 0 円 (評価機関審査を受けた場合は、1 万 4, 0 0 0 円)
エ 住宅及び共	1	次に掲げる当該申請に係る 1 棟の

同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定申請する場合	件	建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ以外のもの 13万2,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円） イ 省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 5万6,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円）
オ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定申請する場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途	1 件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

	に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分を変更認定申請する場合	(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（（イ）又は（ウ）に掲げるものを除く。） 2万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万5,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） (ウ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（（オ）又は（カ）に掲げるものを除く。） 2万7,000円（評価機関審査を受け	
--	--	--	--

			た場合は、8,000円) (オ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） (カ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ) 又は (ウ) に掲げる以外のもの 4万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） (イ) 省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に	
--	--	--	---	--

		掲げる基準に適合するもの 2万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） （ウ） 省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の用途に供する部分 （ア） （イ）に掲げる以外のもの 13万2,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円） （イ） 省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 5万6,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円）	
--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

恵庭市手数料徴収条例新旧対照表 (抄)

現行				改正案			
第1条～第7条 (略)				第1条～第7条 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	金額	備考	(略)	種類	金額		備考
					単位	額	
建築物に 関する確 認又は計 画通知	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(1) 建築物を建築する場合(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築物に係る部分の床面積	1 件	建築基準法(以下「法」という)第6条1項又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に 関する確 認又は計 画通知	1 平方メートル以内のもの	5,000円	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築物に係る部分の床面積
建築物に 関する確 認又は計 画通知	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係	1 件	建築基準法(以下「法」という)第6条1項又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に 関する確 認又は計 画通知	1 平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築物に係る部分の床面積

[illegible]

[illegible]

現行				改正案			
		ルを <u>超</u> え <u>200</u> 平 方 メー ト ル以 内 の も の					
		床 面 積 の 合 計 が <u>200</u> 平 方 メー ト ルを <u>超</u> え <u>500</u> 平 方 メー ト ル以 内 の も の					
		1 件					
		2万2,000円					
		1 件					
		3万6,000円					
		1 件					
		床 面 積 の 合 計 が <u>500</u> 平 方 メー ト ルを <u>超</u> え る も の					
		1 件					
		7万7,000円					
		1 件					
		7万7,000円					
		1 件					
		床 面 積 の 合 計 が <u>300</u> 平 方 メー ト ルを <u>超</u> え る も の					
		1 件					
		7万7,000円					

現行			改正案		
工作物に関する完了検査又は完了通知	1 件	9,000円	法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は完了通知	1 件	9,000円
			法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は完了通知	1 件	1万3,000円
			法第7条の6第1項又は法第18条38項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に関する仮使用認定申請	1 件	12万円

現行					改正案				
複数建築物に関する既存建築物を前提とした総合的に算する建築物の特例認定	既存建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万8,000円	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。	既存建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。	
	既存建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額		既存建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内建築物以外の建築物の数が1である場合	同一敷地内建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万8,000円		同一敷地内建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円		
	同一敷地内建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万8,000円に1を超える同一敷地内建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額		同一敷地内建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える同一敷地内建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額		

現行					改正案				
	ある場合	複数建築物の認定 の取消			ある場合 等を一敷 地内認 定建築 物に係 る認定				
					法第86条の5第1項 の規定に基づく建 築物に係る認定の 取消	1 件	9,000円に現に存する建築物の数に1万 7,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数には、用 途上不可分の付属 建築物を含めない。	
					法第86条の8又は法 第87条の2の規定に 基づく既存の一の 建築物について二 以上の工事に分け て工事を行う制限 緩和に関する建築 物認定	1 件	全体計画に係る認定 4 万 6,000 円 全体計画の変更に係る認定 1 万 9,000 円		
					法第87条の3第6項 の規定に基づく建 築物の用途を変更 して一時的に他の 用途の建築物とし て使用する場合は 制限の緩和に關す る建築物許可	1 件	12万4,000円		

	現行	改正案
	ル以下のもの 8万7,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 11万1,000円 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1万円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1万7,000円	イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合 <u>1件</u> 次に掲げる当該申請に係る <u>1棟</u> の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの <u>7万8,000円</u> イ 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びビロ(1)に掲げる基準に適合するもの <u>5万9,000円</u> ウ 住宅以外に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合(エ、オ又はカに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。) <u>1件</u> 次に掲げる当該申請に係る <u>1棟</u> の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの <u>25万1,000円</u> イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの <u>9万8,000円</u> エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合(エ、オ又はカに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。) <u>1件</u> 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る <u>1棟</u> の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が <u>200平方メートル未満のもの(イに掲げるものを除く。)</u> <u>4万円</u> (イ) 床面積の合計が <u>200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びビロ(2)又</u>

現行		改正案	
		くは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合(力)に掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。)	はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの((エ)に掲げるものを除く。) 4万5,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万4,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 7万8,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 25万1,000円 (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 9万8,000円
		オ 工場、<u>1</u> 危険物の¹ 燃焼、² 爆発、³ 腐食、⁴ 毒性、⁵ 引火、⁶ 燃焼、⁷ 爆発、⁸ 腐食、⁹ 毒性、¹⁰ 引火、¹¹ 燃焼、¹² 爆発、¹³ 腐食、¹⁴ 毒性、¹⁵ 引火、¹⁶ 燃焼、¹⁷ 爆発、¹⁸ 腐食、¹⁹ 毒性、²⁰ 引火、²¹ 燃焼、²² 爆発、²³ 腐食、²⁴ 毒性、²⁵ 引火、²⁶ 燃焼、²⁷ 爆発、²⁸ 腐食、²⁹ 毒性、³⁰ 引火、³¹ 燃焼、³² 爆発、³³ 腐食、³⁴ 毒性、³⁵ 引火、³⁶ 燃焼、³⁷ 爆発、³⁸ 腐食、³⁹ 毒性、⁴⁰ 引火、⁴¹ 燃焼、⁴² 爆発、⁴³ 腐食、⁴⁴ 毒性、⁴⁵ 引火、⁴⁶ 燃焼、⁴⁷ 爆発、⁴⁸ 腐食、⁴⁹ 毒性、⁵⁰ 引火、⁵¹ 燃焼、⁵² 爆発、⁵³ 腐食、⁵⁴ 毒性、⁵⁵ 引火、⁵⁶ 燃焼、⁵⁷ 爆発、⁵⁸ 腐食、⁵⁹ 毒性、⁶⁰ 引火、⁶¹ 燃焼、⁶² 爆発、⁶³ 腐食、⁶⁴ 毒性、⁶⁵ 引火、⁶⁶ 燃焼、⁶⁷ 爆発、⁶⁸ 腐食、⁶⁹ 毒性、⁷⁰ 引火、⁷¹ 燃焼、⁷² 爆発、⁷³ 腐食、⁷⁴ 毒性、⁷⁵ 引火、⁷⁶ 燃焼、⁷⁷ 爆発、⁷⁸ 腐食、⁷⁹ 毒性、⁸⁰ 引火、⁸¹ 燃焼、⁸² 爆発、⁸³ 腐食、⁸⁴ 毒性、⁸⁵ 引火、⁸⁶ 燃焼、⁸⁷ 爆発、⁸⁸ 腐食、⁸⁹ 毒性、⁹⁰ 引火、⁹¹ 燃焼、⁹² 爆発、⁹³ 腐食、⁹⁴ 毒性、⁹⁵ 引火、⁹⁶ 燃焼、⁹⁷ 爆発、⁹⁸ 腐食、⁹⁹ 毒性、¹⁰⁰ 引火、¹⁰¹ 燃焼、¹⁰² 爆発、¹⁰³ 腐食、¹⁰⁴ 毒性、¹⁰⁵ 引火、¹⁰⁶ 燃焼、¹⁰⁷ 爆発、¹⁰⁸ 腐食、¹⁰⁹ 毒性、¹¹⁰ 引火、¹¹¹ 燃焼、¹¹² 爆発、¹¹³ 腐食、¹¹⁴ 毒性、¹¹⁵ 引火、¹¹⁶ 燃焼、¹¹⁷ 爆発、¹¹⁸ 腐食、¹¹⁹ 毒性、¹²⁰ 引火、¹²¹ 燃焼、¹²² 爆発、¹²³ 腐食、¹²⁴ 毒性、¹²⁵ 引火、¹²⁶ 燃焼、¹²⁷ 爆発、¹²⁸ 腐食、¹²⁹ 毒性、¹³⁰ 引火、¹³¹ 燃焼、¹³² 爆発、¹³³ 腐食、¹³⁴ 毒性、¹³⁵ 引火、¹³⁶ 燃焼、¹³⁷ 爆発、¹³⁸ 腐食、¹³⁹ 毒性、¹⁴⁰ 引火、¹⁴¹ 燃焼、¹⁴² 爆発、¹⁴³ 腐食、¹⁴⁴ 毒性、¹⁴⁵ 引火、¹⁴⁶ 燃焼、¹⁴⁷ 爆発、¹⁴⁸ 腐食、¹⁴⁹ 毒性、¹⁵⁰ 引火、¹⁵¹ 燃焼、¹⁵² 爆発、¹⁵³ 腐食、¹⁵⁴ 毒性、¹⁵⁵ 引火、¹⁵⁶ 燃焼、¹⁵⁷ 爆発、¹⁵⁸ 腐食、¹⁵⁹ 毒性、¹⁶⁰ 引火、¹⁶¹ 燃焼、¹⁶² 爆発、¹⁶³ 腐食、¹⁶⁴ 毒性、¹⁶⁵ 引火、¹⁶⁶ 燃焼、¹⁶⁷ 爆発、¹⁶⁸ 腐食、¹⁶⁹ 毒性、¹⁷⁰ 引火、¹⁷¹ 燃焼、¹⁷² 爆発、¹⁷³ 腐食、¹⁷⁴ 毒性、¹⁷⁵ 引火、¹⁷⁶ 燃焼、¹⁷⁷ 爆発、¹⁷⁸ 腐食、¹⁷⁹ 毒性、¹⁸⁰ 引火、¹⁸¹ 燃焼、¹⁸² 爆発、¹⁸³ 腐食、¹⁸⁴ 毒性、¹⁸⁵ 引火、¹⁸⁶ 燃焼、¹⁸⁷ 爆発、¹⁸⁸ 腐食、¹⁸⁹ 毒性、¹⁹⁰ 引火、¹⁹¹ 燃焼、¹⁹² 爆発、¹⁹³ 腐食、¹⁹⁴ 毒性、¹⁹⁵ 引火、¹⁹⁶ 燃焼、¹⁹⁷ 爆発、¹⁹⁸ 腐食、¹⁹⁹ 毒性、²⁰⁰ 引火、²⁰¹ 燃焼、²⁰² 爆発、²⁰³ 腐食、²⁰⁴ 毒性、²⁰⁵ 引火、²⁰⁶ 燃焼、²⁰⁷ 爆発、²⁰⁸ 腐食、²⁰⁹ 毒性、²¹⁰ 引火、²¹¹ 燃焼、²¹² 爆発、²¹³ 腐食、²¹⁴ 毒性、²¹⁵ 引火、²¹⁶ 燃焼、²¹⁷ 爆発、²¹⁸ 腐食、²¹⁹ 毒性、²²⁰ 引火、²²¹ 燃焼、²²² 爆発、²²³ 腐食、²²⁴ 毒性、²²⁵ 引火、²²⁶ 燃焼、²²⁷ 爆発、²²⁸ 腐食、²²⁹ 毒性、²³⁰ 引火、²³¹ 燃焼、²³² 爆発、²³³ 腐食、²³⁴ 毒性、²³⁵ 引火、²³⁶ 燃焼、²³⁷ 爆発、²³⁸ 腐食、²³⁹ 毒性、²⁴⁰ 引火、²⁴¹ 燃焼、²⁴² 爆発、²⁴³ 腐食、²⁴⁴ 毒性、²⁴⁵ 引火、²⁴⁶ 燃焼、²⁴⁷ 爆発、²⁴⁸ 腐食、²⁴⁹ 毒性、²⁵⁰ 引火、²⁵¹ 燃焼、²⁵² 爆発、²⁵³ 腐食、²⁵⁴ 毒性、²⁵⁵ 引火、²⁵⁶ 燃焼、²⁵⁷ 爆発、²⁵⁸ 腐食、²⁵⁹ 毒性、²⁶⁰ 引火、²⁶¹ 燃焼、²⁶² 爆発、²⁶³ 腐食、²⁶⁴ 毒性、²⁶⁵ 引火、²⁶⁶ 燃焼、²⁶⁷ 爆発、²⁶⁸ 腐食、²⁶⁹ 毒性、²⁷⁰ 引火、²⁷¹ 燃焼、²⁷² 爆発、²⁷³ 腐食、²⁷⁴ 毒性、²⁷⁵ 引火、²⁷⁶ 燃焼、²⁷⁷ 爆発、²⁷⁸ 腐食、²⁷⁹ 毒性、²⁸⁰ 引火、²⁸¹ 燃焼、²⁸² 爆発、²⁸³ 腐食、²⁸⁴ 毒性、²⁸⁵ 引火、²⁸⁶ 燃焼、²⁸⁷ 爆発、²⁸⁸ 腐食、²⁸⁹ 毒性、²	

現行		改正案	
		を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分に有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は工場、倉庫等の用途に供する部分の判定を受ける場合	除く。) 4万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの((エ)に掲げるものを除く。) 4万5,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万4,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 7万8,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円 ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分(エに掲げるものを除く。) (ア) (イ)以外のもの 25万1,000円 (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 9万8,000円 エ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における工場、倉庫等の部分 (ア) (イ)以外のもの 2万8,000円 (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 2万4,000円

現行				改正案	
				以下のもの <u>1万円</u> (イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>1万7,000円</u>	建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの <u>13万2,000円</u> イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの <u>5万6,000円</u>
				の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合(エ、オ又はカに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。)	生 建築物において、それぞれ次に定める額 1 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が<u>200平方メートル未満のもの((イ)に掲げるものを除く。)</u> <u>2万4,000円</u> (イ) 床面積の合計が<u>200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> <u>2万円</u> (ウ) 床面積の合計が<u>200平方メートル以上のもの((エ)に掲げるものを除く。)</u> <u>2万7,000円</u> (エ) 床面積の合計が<u>200平方</u>
				エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する	1 生

現行				改正案	
				メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) <u>2万1,000円</u> イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの <u>4万6,000円</u> (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの <u>3万6,000円</u> ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの <u>13万2,000円</u> (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの <u>5万6,000円</u>	部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合(カ)に掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。)
				オ 工場、倉庫等の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合 1 性に	次に掲げる当該申請に係る1棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの <u>2万1,000円</u> イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの <u>2万9,000円</u>
				カ 住宅若しくは共同住宅並びに住 1 性に	次のアからエまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟

現行				改正案	
				宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は工場、倉庫等の用途に供する部分の判定を受ける場合	の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの((イ)に掲げるものを除く。) 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの((エ)に掲げるものを除く。) 2万7,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万1,000円 イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 4万6,000円 (イ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円

現行	改正案
	ウ <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分(エに掲げるものを除く。)</u> (ア) <u>(イ)以外のもの</u> <u>13万2,000円</u> (イ) <u>省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの</u> <u>5万6,000円</u> エ <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における工場、倉庫等の部分</u> (ア) <u>(イ)以外のもの</u> <u>2万1,000円</u> (イ) <u>省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの</u> <u>1万9,000円</u>

現行			改正案		
建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明 書交付手数料	1 住 宅	ア 建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更 該当証明 書交付手数料	ア 住宅の用途に供する一棟の建築物を単位として交付を受ける場合(イ、エ又はカと同時に同一の建築物に係る交付を受ける場合を除く。)	1 住 宅	次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(イに掲げるものを除く。) 2万4,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円 ウ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(エに掲げるものを除く。) 2万7,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万1,000円
			イ 共同住宅の用途に供する一棟の建築物を単位として交付を受ける場合	1 住 宅	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの 4万6,000円 イ 省令第1条 第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円
			ウ 住宅及び共同住宅以外の用途に供する一棟の	1 住 宅	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 13万2,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基

[illegible]

現行	改正案
価機関審査を受けた場合において は、2万3,000円) ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合においては、1万1,000円) b 住宅の戸数が5戸以上のもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合においては、2万3,000円) (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合においては、1万1,000円)	(2)に掲げる基準に適合するもの 9万8,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円) エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定申請する場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定申請する場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分を認定申請する場合

	現行	改正案
	a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万5,000円(判定機関審査を受けた場合)又は、1万1,000円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万9,000円(判定機関審査を受けた場合)にあっては、3万円)	(イ) 省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものの 9万8,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円)
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更の場合 1棟につき1,000円 イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 2万2,000円 b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万4,000円 (イ) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の	1 1,000円 1 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(イ又はウに掲げるものを除く。) 2万4,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 1万5,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) ウ 床面積の合計が200平方メートル未

現行			改正案			
		建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 2万3,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万1,000円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 4万円(評価機関審査を受けた場合には、2万3,000円) オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円(判定機関審査を受けた場合には、1万1,000円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 21万4,000円(判定機関審査を受けた場合には、3万円) (イ) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)			住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分を変更認定申請する場合	(イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 1万5,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (ウ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(オ)又は(カ)に掲げるものを除く。) 2万7,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (オ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 1万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (カ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万1,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる以外のものの 4万6,000円(評価機関審査を受

現行			改正案						
			に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額						けた場合は、1万4,000円) (イ) 省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものの 2万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円) (ウ) 省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の用途に供する部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 13万2,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円) (イ) 省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものの 5万6,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円)
			</						

現行				改正案			
			<u>関審査を受けた場合にあっては、1万円)</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 39万8,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)</u> <u>(イ) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万4,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万円)</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万7,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)</u>				
			(略)				(略)

議案第 3 2 号

町の区域を新たに画し、及び廃止することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の区域内に町の区域を新たに画し、及び廃止することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 町の区域を新たに画するもの

新たに画する町の区域の名称	新たに画する町の区域	
	従来の名称	従来の区域
いざりまち 漁 町 1 丁目	いざりまち 漁 町	同町の一部
いざりまち 漁 町 2 丁目	いざりまち 漁 町	同町の一部

2 町の区域を廃止するもの

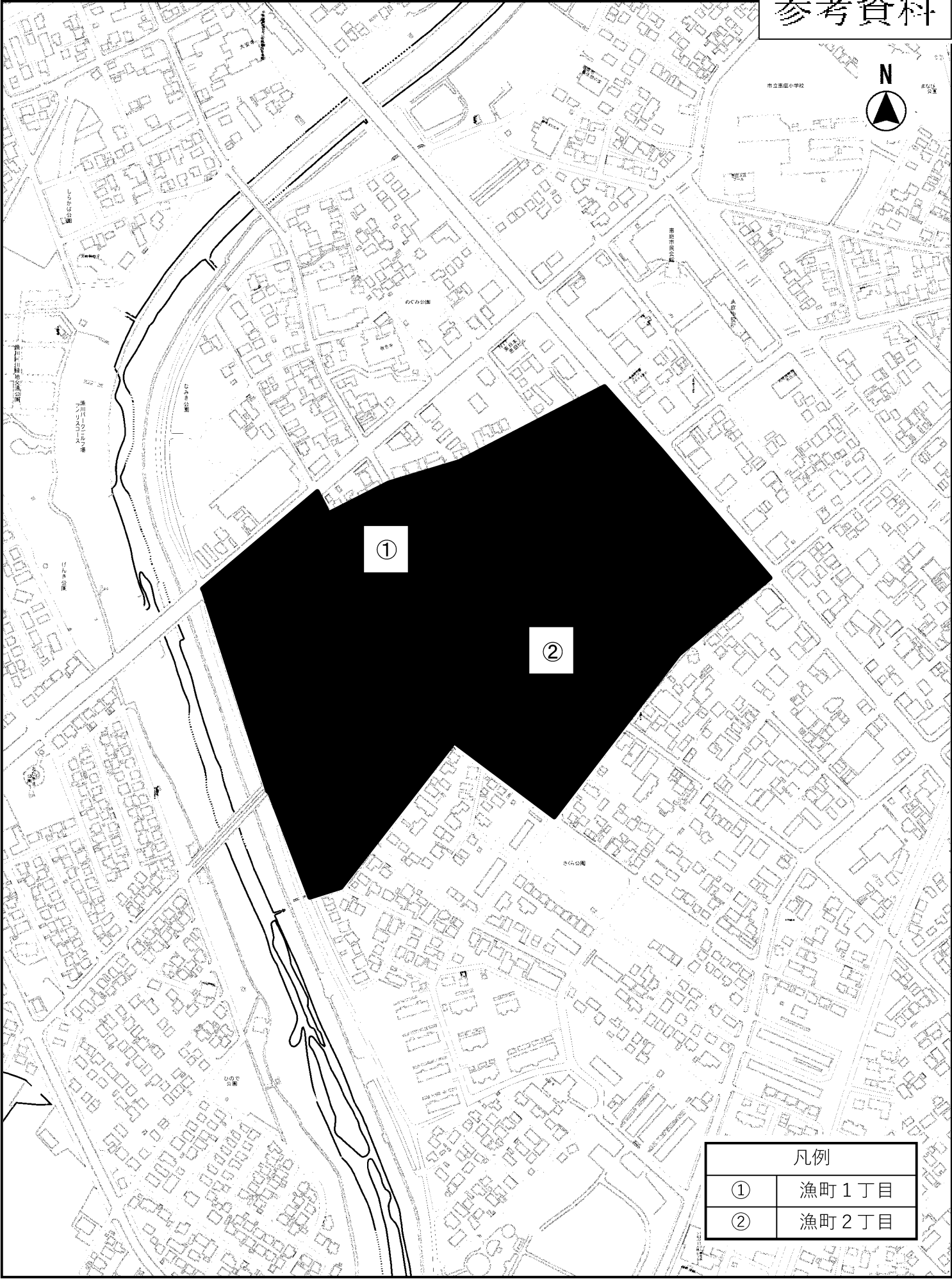
町の名称 いざりまち
漁 町

3 施行期日

令和 7 年 9 月 2 7 日

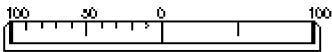
新設する町の区域図

参考資料



凡例	
①	漁町 1 丁目
②	漁町 2 丁目

縮尺 1 : 5000



議案第 33 号

(仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業の設計施工一括契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 2 条の規定により、(仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業の設計施工一括契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

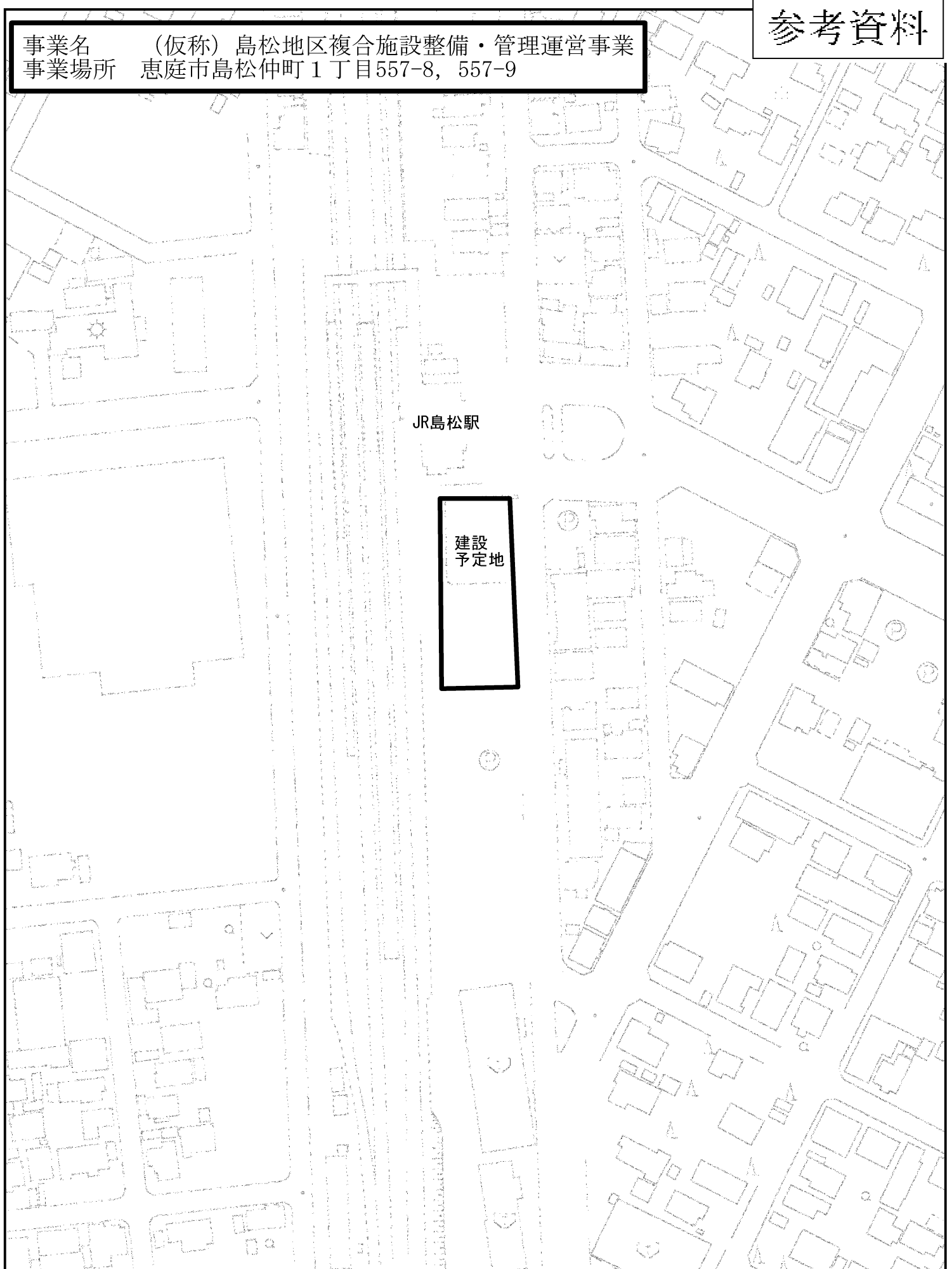
恵庭市長 原 田 裕

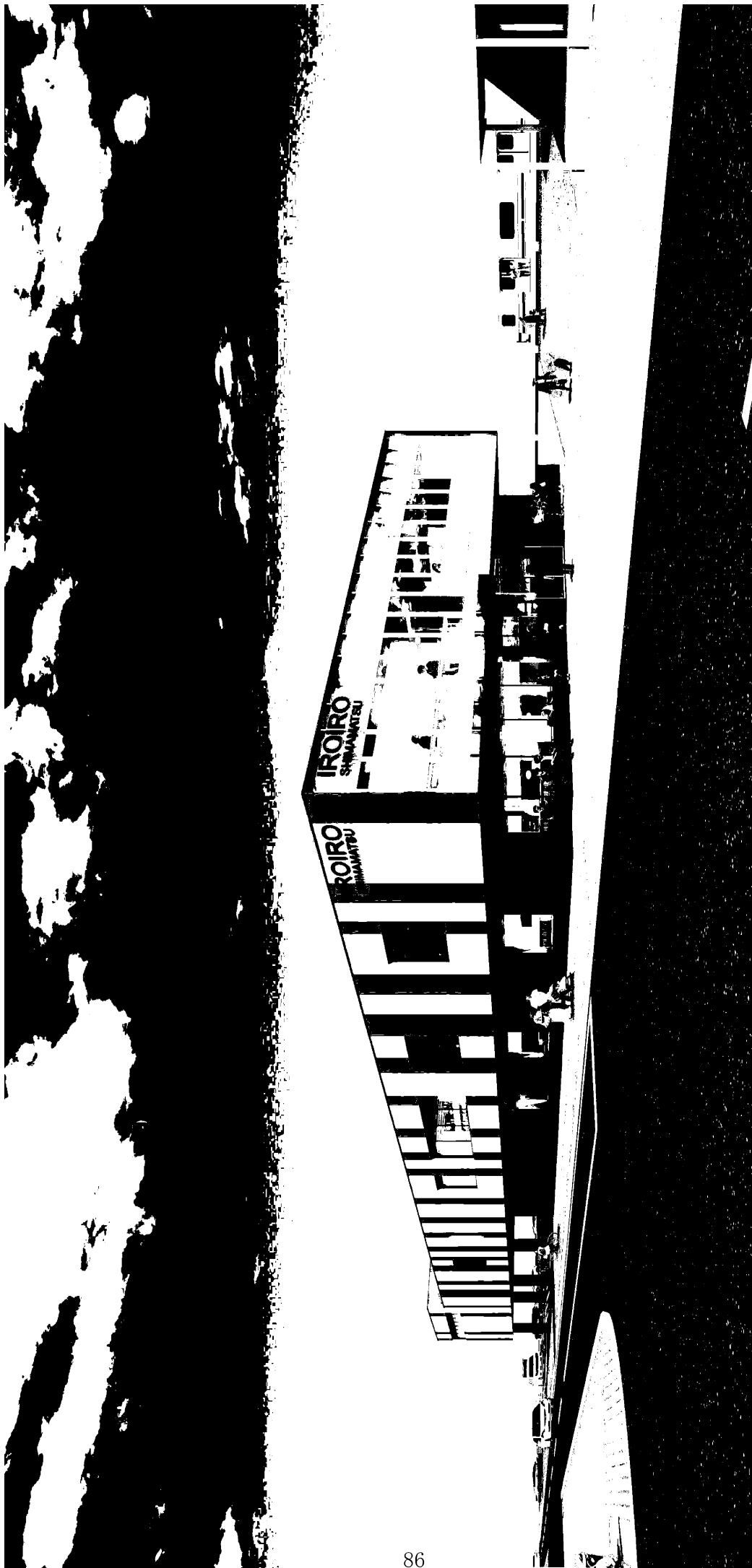
記

- 1 事業名 (仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業
- 2 契約金額 1,803,890,000 円
- 3 契約の相手方 代表企業 札幌市東区北 42 条東 17 丁目 6 番 12 号
大和リース株式会社北海道支店
支店長 稲 垣 仁 志
構成企業 札幌市中央区南 1 条西 10 丁目 3 番地
株式会社創建社
代表取締役社長 森 下 京 佐
構成企業 恵庭市相生町 4 丁目 6 番 30 号
株式会社玉川組
代表取締役社長 玉 川 裕 一

4 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

事業名 (仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業
事業場所 恵庭市島松仲町1丁目557-8, 557-9





【イメージパース図】

議案第 3 4 号

救助工作車更新整備事業の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）第 2 条の規定により、救助工作車更新整備事業の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 事 業 名 救助工作車更新整備事業
- 2 契 約 金 額 1 8 5 , 9 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 札幌市手稲区曙 1 条 2 丁目 2 番 3 7 号
株式会社ニニ商会
代表取締役 斎 藤 太雅哉
- 4 契 約 の 方 法 5 者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

株式会社ニニ商会

北海道ドライケミカル株式会社

株式会社北海道モリタ

帝商株式会社北海道営業所

山崎自動車株式会社

以上 5 者

議案第 3 5 号

令和 6 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 2， 3 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0， 2 4 0， 1 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金				7, 303, 220	71, 304	7, 374, 524
		2. 国庫補助金		2, 523, 494	71, 304	2, 594, 798
20. 繰入金				4, 596, 658	219, 913	4, 816, 571
		1. 繰入金		4, 596, 658	219, 913	4, 816, 571
23. 市債				1, 199, 900	301, 100	1, 501, 000
		1. 市債		1, 199, 900	301, 100	1, 501, 000
歳入		合 計		39, 647, 805	592, 317	40, 240, 122

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		8,795,304	219,241	9,014,545
	1. 総務管理費	8,632,126	219,241	8,851,367
3. 民生費		13,005,285	750	13,006,035
	2. 児童福祉費	5,172,569	750	5,173,319
4. 衛生費		2,679,653	251,937	2,931,590
	2. 保健体育費	360,490	251,937	612,427
10. 教育費		2,107,987	120,389	2,228,376
	2. 小中学校費	571,591	57,656	629,247
	3. 中学校費	252,295	62,733	315,028
歳出		合 計	39,647,805	40,240,122

第 二 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)			(単位 千円)	
款	項	事業名	金額	
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	1 一 般 事 務 費	750	
4 衛 生 費	2 保 健 体 育 費	5 島 松 水 泳 プ ー ル 新 設 事 業 費	251,937	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	2 恵 庭 小 学 校 エ レ ベ ー タ ー 新 設 事 業 費	57,656	
10 教 育 費	3 中 学 校 費	3 恵 明 中 学 校 校 舎 ・ 講 堂 ト イ レ 改 修 事 業 費	62,733	

第三表 地方債補正

(追加)					(単位 千円)	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
島松水泳プール新設事業債	204,500	普通貸借 又は 証券発行	以内 5.0% (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内 とし、償還は毎年度2期元利均等又は元 金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがある ときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮 し、若しくは繰上げ償還をし又は低利償 に借換することができる。		
(変更)					(単位 千円)	
起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額				
学校教育施設整備事業債	45,800	142,400				

令和 6 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 1 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
16.	国庫支出金	千円 7,303,220	千円 71,304	千円 7,374,524
20.	繰入金	4,596,658	219,913	4,816,571
23.	市債	1,199,900	301,100	1,501,000
	歳入合計	39,647,805	592,317	40,240,122

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	8,795,304	219,241	9,014,545	0	0	0	219,241	0
3. 民生費	13,005,285	750	13,006,035	500	0	0	250	0
4. 衛生費	2,679,653	251,937	2,931,590	47,325	0	204,500	0	112
10. 教育費	2,107,987	120,389	2,228,376	23,479	0	96,600	0	310
歳出合計	39,647,805	592,317	40,240,122	71,304	0	301,100	219,491	422

2. 歳 入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		明
				区 分	金 額	
2 民 生 費 金	千円 218,640	千円 500	千円 219,140	1 民 生 費 補 助 金	千円 500	障がい児安全安心対策事業費 千円 500
3 衛 生 費 金	7,350	47,325	54,675	1 衛 生 費 補 助 金	47,325	島松水泳プール新設事業費 47,325
5 教 育 費 金	274,184	23,479	297,663	1 小 学 校 費 補 助 金	11,395	恵庭小学校エレベーター新設事業費 11,395
国 庫 補 助 金				2 中 学 校 費 補 助 金	12,084	恵明中学校校舎・講堂トイレ改修事業費 12,084
計	2,523,494	71,304	2,594,798			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		明
				区 分	金 額	
1 基 金 繰 入 金	千円 4,580,534	千円 219,913	千円 4,800,447	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	千円 422	財政調整基金繰入金 千円 422
				3 まちづくり推進 基 金 繰 入 金	219,241	まちづくり推進基金繰入金 219,241
				5 子 育 て 基 金 繰 入 金	250	子育て基金繰入金 250
計	4,596,658	219,913	4,816,571			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		明
				区 分	金 額	
3 衛 生 債	千円 29,800	千円 204,500	千円 234,300	1 衛 生 債	千円 204,500	島松水泳プール新設事業債 千円 204,500
7 教 育 債	189,300	96,600	285,900	1 教 育 債	96,600	恵庭小学校エレベーター新設事業債 46,100 恵明中学校校舎・講堂トイレ改修事業債 50,500

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
計	千円 1,199,900	千円 301,100	千円 1,501,000		千円		千円

3. 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額		
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										千円	
10企 画 費	千円 1, 479, 051	千円 219, 241	千円 1, 698, 292	千円	千円	千円	千円	7 報 償 費	千円 200, 897	5. ふるさと納税事業費 報償費 200, 897 役務費 12, 787 手数料 12, 787 使用料及び賃借料 5, 557	
計	1, 479, 051	219, 241	1, 698, 292			219, 241		11 役 務 費	12, 787		
								13使用料及び賃借料	5, 557		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国道支出金	地方債	そ の 他						
1児童福祉総務費	千円 1,442,651	千円 750	千円 1,443,401	千円 500	千円	千円 250	千円	18負担金補助及び交付金	千円 750	1. 一般事務費 負担金補助及び交付金 750		
計	1,442,651	750	1,443,401	500		250				障がい児安全安心対策事業補助金 750		

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源			区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 の 他 千円					
2 運 動 ス ポ ー ツ 施 設 費	275, 897	251, 937	527, 834	47, 325	204, 500		112	11 役 務 費	708	5．島松水泳プール新設事業費 役務費	(251, 937) 708
								12 委 託 料	4, 235	手数料	708
								14 工事請負費	246, 994	委託料 監理委託 工事請負費	4, 235 246, 994
計	275, 897	251, 937	527, 834	47, 325	204, 500		112				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明	千円
				特 定 財 源		一 般 財 源 千円	区 分	金 額 千円			
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円				そ の 他 千円		
3 学校整備費	214, 741	57, 656	272, 397	11, 395	46, 100	161	11 役 務 費	38	2. 恵庭小学校エレベーター新設事業費 役務費	(57, 656)	38
							12 委 託 料	1, 507	手数料		38
							14 工事請負費	56, 111	委託料 監理委託 工事請負費		1, 507 1, 507 56, 111
計	214, 741	57, 656	272, 397	11, 395	46, 100	161					

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
3 学校整備費	千円 68, 779	千円 62, 733	千円 131, 512	千円 12, 084	千円 50, 500	千円 149	千円 1, 507	3. 恵明中学校校舎・講堂トイレ改修事業費 委託料	千円 61, 226	千円 (62, 733)	
				国				14 工事請負費		1, 507	
										監理委託 工事請負費	61, 226
計	68, 779	62, 733	131, 512	12, 084	50, 500	149					

説明資料 (一般会計)										(千円)	
款	項	目	経費	名補正額	補正額の財源内訳			説	明		
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他			
2	総務費	10	5	219,241				219,241	ふるさと納税寄附の増加による事業費の増額		
3	民生費	1	01	750	500			250	障がい児相談支援事業所の冷房設備整備に対する補助の実施		
4	衛生費	2	5	251,937	47,325		204,500		112 国庫補助の追加採択による事業促進		
10	教育費	3	2	57,656	11,395		46,100		161 国庫補助の追加採択による事業促進		
10	教育費	3	3	62,733	12,084		50,500		149 国庫補助の追加採択による事業促進		
合計					71,304	0	301,100	219,491	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 422		

議案第 3 6 号

令和 6 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和 6 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額		補正額	計
				千円	千円
1.	介護保険料	1,118,480		△69,846	1,048,634
6.	繰入金	902,358		69,846	972,204
	歳入合計	5,467,745		0	5,467,745

2. 歳入
(款) 1 介護保険料
(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険料	1,118,480	△69,846	1,048,634	1 現年度	△69,846	介護保険料
計	1,118,480	△69,846	1,048,634			千円 △69,846

(款) 6 繰入金
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	6,908	69,846	76,754	1 介護給付費準備基金繰入金	69,846	介護給付費準備基金繰入金
計	6,908	69,846	76,754			千円 69,846

説明資料
(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補	正	額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説	明
									国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
		一	般	財	源	調	整	0						介護保険料収入額の減額に伴う一般財源の調整 ・減額 介護保険料 △69,846 ・増額 介護給付費準備基金繰入金 69,846
		合	計					0	0	0	0	0	0	一般財源の内記 介護保険料 △69,846 介護給付費準備基金繰入金 69,846